

# 株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
取締役社長 寺 本 一 三

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年6月18日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、別途31頁記載の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

※ 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月19日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号  
恵比寿ザ・ガーデンルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的である事項

**報告事項** 第11期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）  
事業報告および計算書類の報告の件

#### **決議事項**

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役賞与支給の件
- 第3号議案** 取締役5名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
- 第5号議案** 補欠監査役1名選任の件

以 上

---

（お願い）

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限るものとさせていただきます。）

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

株主総会参考書類、事業報告および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.itcnetwork.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

# 事業報告

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、原油・原材料の高騰、米国サブプライムローンを発端とする世界的金融市場の混乱、これらを原因とする企業業績の先細り感に加えて、政治的な混乱もあり、消費は弱含みで年度末を迎えました。

当社が事業活動を行う携帯電話業界におきましては、総務省の要請を受けて、通信キャリア各社が携帯電話の端末コストと通信料を分離した新しい料金プラン（以下、分離プラン）や割賦販売方式を導入するという、端末販売の面での大きな変化がありました。更に、基本料金の割引や無料通話宛先の拡大など料金・サービスの面からも、お客様困い込みのための競争が引き続き熾烈に展開されました。その結果、平成19年4月から平成20年3月までの携帯電話等の累計出荷台数は5,167万台（前年同期比6.0%増、社団法人電子情報技術産業協会調べ）と増加し、平成20年3月末時点での携帯電話等の契約数は1億733万回線（前年同期比5.5%増、社団法人電気通信事業者協会調べ）となりました。

このような事業環境のなか、当社は、平成19年4月、全額出資子会社の株式会社イドムココミュニケーションズ（以下、イドムコ社）を吸収合併し、両社のショップ運営ノウハウの交流による統合シナジーを追求しました。さらに、情報セキュリティ管理強化のための需要が引き続き堅調な法人市場に対しては、要員を拡充して組織的対応を進めました。当社販売台数につきましては、分離プラン導入によって不採算な廉価販売が減少した結果、約179万台と前年同期比1.6%の微減となりました。

通期の売上高は、イドムコ社吸収合併（注1）と分離プラン導入による計上方法の変更（注2）を主因として、1,517億33百万円と前年同期比13.4%の減収となりました。イドムコ社の利益の取り込み分および合併シナジーによる増益効果、ならびに法人営業の伸張により、営業利益は47億68百万円（前年同期比18.0%増）、経常利益は49億17百万円（同18.3%増）、当期純利益は28億90百万円（同21.9%増）と大幅な増益となりました。

(注) 1. イドムコ社は当社の主要な取引先（ショップの運営委託先）でありましたが、吸収合併により当社からイドムコ社への商品売上取引はなくなり、一方イドムコ社分の利益は当社が取り込みます。このため、前年同期比では売上高は減収となるものの、増益となりました。

2. 当社の主たる取引先であるNTTドコモが11月下旬から分離プランを導入し、お客様に分離プランでご購入いただいた場合には、当社は端末販売奨励金を受領しなくなったため、大幅な減収となりました。なお、分離プランにより端末販売価格が上昇し（当社が小売する場合）、または販売手数料支払いが減少し（当社が卸売する場合）、かつ端末販売奨励金に代わって端末代金の立替金を通信キャリアから受領するため、本件による利益水準及びキャッシュ・フローへの影響は軽微です。

### (コンシューマ事業)

引き続きキャリア認定ショップの移転・改装を積極的に行い、また取引先大型量販店の出店等にあわせて販売支援体制を拡張しました。11月の分離プラン・割賦販売方式の導入にあたっては、店頭および物流・開通センターを増強してサービスレベルの向上に努め、また、従来型の販売方式をとる一部旧機種で採算が悪化したものの、分離プランによる販売にあっては概ね採算が安定することとなりました。

この結果、当事業年度のコンシューマ事業の売上高は1,363億69百万円（前年同期比15.2%減）、営業利益（間接部門経費配賦前）は45億41百万円（同7.6%増）となりました。

### (法人事業)

イドムコ社吸収合併により法人顧客基盤が拡充したことに加えて、営業体制の強化のために法人営業拠点を3拠点新設し、さらにSFA（営業支援）システムを導入して営業活動フローや受注見通し管理体制の整備に努めました。

この結果、当事業年度の法人事業の売上高は153億63百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益（間接部門経費配賦前）は18億97百万円（同143.9%増）と大幅な増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は4億90百万円であり、直営キャリア認定ショップの開設およびシステム関連投資が主体であります。

## (3) 対処すべき課題

通信キャリア間のお客様囲い込み競争は今後ますます激しくなり、メーカー／通信キャリア／代理店と連なるバリューチェーンが、緊密にロイヤリティ・マーケティング戦略を共有し、お客様にご満足頂ける商品・サービスの提供を長期的視点で行うことが必要となっています。この状況下で、当社のような販売代理店には、携帯電話の急速な量的拡大をこれまで支えてきた在庫・資金負担、物流・開通といった基本的な役割に加えて、優秀な販売員を育成して提案型の接客を行い、

店舗・売り場のサービス品質を高めてお客様からレポートを頂き、マネジメント力を駆使して情報セキュリティを高く保つという、より高度で成熟した役割が要求されています。この結果、販売代理店業界は、通信キャリアにとって不可欠なパートナーとして信頼に値する、一定規模以上かつ業務品質の優れた販売代理店ののみが生き残る方向にあるものと考えております。

当社といたしましては、これを業容拡大の機会と捉えて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① NTTドコモの1社化への適応

NTTドコモの地域会社8社の吸収合併が行われることに伴い、全国を統一的对応できる営業支援・管理体制を整備し、効果的な販売施策の展開と業務品質の向上によるお客様満足の獲得に努めます。

② 当社独自の商品・サービスの積極展開

ショップ店頭においては商品サービスを拡充し、一方、購買側代理人としての役割が一層求められる法人向けには明確な計画のもとに販売商材・独自サービスを拡張強化するなど、お客様接点を活用して将来の成長が期待できる周辺事業領域を見極め積極展開します。

③ サービス品質向上と業務効率化の両立

お客様満足を高めるためにサービス品質を組織的に向上させるとともに、内部統制報告制度への対応を通して再定義した業務を含めて業務改善活動を積み重ね、労働生産性を引き上げます。

④ 従業員満足の向上とCSR経営

社員が活き活きと仕事できる職場として労働市場からも認知されるために、自立的な社員の成長に対して継続的に支援します。社員以外のステークホルダーへの配慮も怠らず、地域社会への貢献活動などを通してCSR経営を推進します。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

項 目	第8期	第9期	第10期	第11期(当事業年度)
	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
売上高(百万円)	176,884	187,213	175,266	151,733
経常利益(百万円)	3,904	3,708	4,157	4,917
当期純利益(百万円)	2,363	2,351	2,371	2,890
1株当たり当期純利益(円)	24,406.13	24,131.60	21,380.25	26,022.77
総資産(百万円)	32,815	36,813	40,002	34,674
純資産(百万円)	5,289	12,025	12,945	14,697
1株当たり純資産(円)	54,877.77	108,267.23	116,707.75	132,267.20

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
平成16年9月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成16年10月29日現在の株主名簿に記載された株主の所有株式について平成16年11月1日付けで1株を10株に分割いたしました。なお、第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づき算出しております。
3. 第10期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は伊藤藤商事株式会社であり、当社の株式を60.73% (出資比率) 保有しております。

当社は親会社から出向社員7名を受け入れております。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、平成19年4月1日付けで全額出資子会社の株式会社イドムコミュニケーションズを吸収合併いたしました。

## (6) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
コンシューマ事業	コンシューマ顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売
法人事業	法人顧客に対する携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供および携帯電話端末等の販売、携帯電話を利用したマーケティング・ソリューションの提供、コンビニエンスストアに対するプリペイド携帯電話の卸売およびプリペイドサービスの提供

## (7) 主要な事業所

### ① 営業所等

本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
菊川事業所（物流・開通センター）	東京都墨田区
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
北陸支社	石川県金沢市
東海支社	愛知県名古屋
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
四国支社	香川県高松市
九州支社	福岡県福岡市
新宿ビジネスセンター	東京都新宿区
日本橋ビジネスセンター	東京都中央区
赤坂ビジネスセンター	東京都港区

### ② 店舗

北海道地区	4店舗	関西地区	10店舗
東北地区	1店舗	中国地区	2店舗
北陸地区	1店舗	四国地区	2店舗
関東甲信越地区	33店舗	九州地区	2店舗
東海地区	11店舗	合計	66店舗

(注) 上記の当社が所有または賃借する店舗のほか、二次代理店に運営を委託している33店舗があります。

## (8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
1,146名	617名	31.4歳	2.3年

- (注) 1. 上記人数には派遣社員を含んでおりません。  
2. 前事業年度末に比し617名増加したのは、主として全額出資子会社であった株式会社イドムコミュニケーションズを平成19年4月1日付で吸収合併したことによるものであります。

## (9) 主要な借入先

当事業年度末現在の借入金や社債の残高はありません。

資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行5行と総額6,000百万円の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しておりますが、期末日現在未使用となっております。

## (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、「配当性向40%超」を基本方針としております。このため当事業年度においては、1株当たり10,600円（中間5,300円、期末5,300円）、配当総額は約11億77百万円、配当性向は40.7%を予定いたします。

なお、内部留保につきましては、新規販路拡大や事業展開資金に活用し、事業の拡大・成長を図ってまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 普通株式 111,123株

(2) 株 主 数 6,155名

### (3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	67,490 株

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社の新株予約権等に関する状況

当社役員が保有している新株予約権の状況

平成17年4月11日開催の臨時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額  
払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額  
1個につき170,000円
- ③ 新株予約権の行使条件
  - i) 上場日より1年を経過した日および権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日を開始日とし、株式の上場日より5年間経過する日までの期間に新株予約権を行使することができる。
  - ii) 新株予約権の行使は1年間に割り当てられた新株予約権の数の2分の1を上限とする。
  - iii) 新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を保有していることを要する。
  - iv) その他の条件については、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間  
平成19年4月11日から平成27年3月31日までとする。
- ⑤ 当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	98個	普通株式 98株	3人

(注) 社外取締役および監査役は保有しておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
寺本一三	代表取締役社長	
金子信幸	専務取締役 (営業第一部門・営業第二部門管掌)	
渡辺厚志	専務取締役 (機能部門管掌)	
前泉康一	常務取締役 (営業第三部門管掌)	
高田和昭	取締役	
菊島範一	常勤監査役	
遠藤隆	監査役	弁護士
大滝史博	監査役	公認会計士
長島秀昭	監査役	

- (注) 1. 取締役高田和昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役遠藤隆、大滝史博および長島秀昭の3氏は社外監査役であります。
3. 長島秀昭氏は、平成19年6月21日開催の株主総会において新たに監査役に選任され、同日付けにて就任しております。また、同氏は、平成20年4月1日付で一身上の都合により辞任しております。
4. 佐藤茂隆氏は、平成19年6月21日開催の株主総会において監査役を退任しております。
5. 菊島範一氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
6. 大滝史博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有するものであります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	報 酬 限 度 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (一)	111百万円 (一)	100百万円 (取締役賞与および使用人兼務取締役 の使用人給与は含まない)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	28百万円 ( 9百万円)	40百万円

- (注) 1. 当期末の取締役および監査役人員はそれぞれ5名(うち社外取締役1名)および4名(うち社外監査役3名)であり、支給人員との相違は社外取締役1名および社外監査役1名が無報酬であることによるものです。
2. 取締役の支給額には第11期定時株主総会において決議予定の賞与23,039,200円を含めております。
3. 当期におきましては使用人兼務取締役はおりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役高田和昭氏は、伊藤忠商事株式会社執行役員 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー メディア事業部門長であります。監査役長島秀昭氏は、同社宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業統括部 事業統括チーム長であります。同社は当社の親会社であります。

### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

- ・取締役高田和昭氏は、アシュリオン・ジャパン株式会社、株式会社スターチャンネル、株式会社オン・デマンド・ティービー、株式会社スペースシャワーネットワークの社外取締役、株式会社アイキャストの社外監査役、Japan Network Group, Inc. のDirectorであります。
- ・監査役遠藤隆氏は、株式会社ファミリーマートの社外監査役であります。
- ・監査役長島秀昭氏は、キャプラン株式会社の社外監査役であります。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

各社外役員は、毎月1回開催される定例取締役会および臨時取締役会に出席し、公正な意見の表明を行いました。また、各社外監査役は、毎月1回以上原則として開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務に関する事項について、意見の表明を行いました。高田和昭氏は主として通信・メディア業界に関する知見と経験に基づき議案を審議し、長島秀昭氏は主として事業管理やリスク管理に関する見識に基づく意見を表し、遠藤隆氏は弁護士として、大滝史博氏は公認会計士として、それぞれ法律及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。

区 分	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数／在任中回数	出席率	出席回数／在任中回数	出席率
取締役 高田和昭	16／16	100%	—	—
監査役 遠藤 隆	15／16	94%	15／15	100%
監査役 大滝史博	14／16	88%	15／15	100%
監査役 長島秀昭	12／12	100%	12／12	100%

(注) なお、これとは別に、会社法第370条および定款第19条第3項の定めに従い、取締役が提案された決議の目的事項について同意の意思表示を行い、取締役会の承認決議があったものとみなしたことが1回あり、各監査役はそれについて異議を述べませんでした。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

取締役高田和昭氏、監査役大滝史博氏及び長島秀昭氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の遂行に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携を取りつつ解任または不再任の決定を行うこととしております。

## 6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### イ. コーポレート・ガバナンス

- a) 取締役会は、法令および定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b) 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令および定款その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- c) 代表取締役および会社の業務を執行する取締役は、原則として月一回、職務執行の状況を取締役に報告する。
- d) 監査役は、会計監査人と連携して、『監査役会規程』および『監査役監査基準』に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

### ロ. コンプライアンス

- a) 『企業理念』および『ITCN企業行動基準』を定め、取締役および使用人はこれに則り行動するものとする。
- b) チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、『ITCNグループコンプライアンスプログラム』を制定し、これを実行する。
- c) 『内部情報提供制度規程』による内部通報制度を運用し、不正行為等の抑止と早期発見を図る。
- d) 顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施する。
- e) コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜および定期的に確認し、見直すものとする。

### ハ. 財務報告の適正性確保のための体制

『商取引管理規程』、『経理規程』その他の社内規程を定めるとともに、内部統制委員会を設置して、財務報告の適正性確保に係る法令に従うための体制を整備し、運用する。

### ニ. 内部監査

社長直轄の内部監査部を設置し、各部署における法令、定款および社内規程の遵守状況、業務執行の妥当性等につき、『内部監査規程』に基づく内部監査を実施し、社長に対してその結果を報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、『文書管理規程』、『情報セキュリティ規程』その他の社内規程の定めるところに従い、関連資料とともに適切に保存し、管理する。

ロ. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取引リスク（与信）限度額の設定、投融資や大口取組方針への適切な権限設定、情報セキュリティ管理等に係る規程や各種基準を定め、必要なりリスク管理体制および管理手法を整備する。

ロ. 当社の経営上影響を与えるリスクを体系的にレビューする「組織的リスクマネジメント制度」に基づき、当該リスク管理体制の有効性について取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、社長の諮問機関としてマネジメント・コミッティを設置し、全社的な経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議し、社長の意思決定に資する。同様に重要な人事評価等に係る事項はパーソネル・コミッティを設置し、職場の安全・環境保護活動・情報セキュリティ・コンプライアンス・内部統制に関する事項は CSR・コミッティを設置し、社長の意思決定に資する。これら各コミッティの運営については、『常設機関に関する規程』において定める。

ロ. 『組織分掌・権限責任規程』等各種社内規程を整備することによって、社長から委譲された各役職者の権限および責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行を可能とする。

ハ. 中長期的な視野を踏まえて年度計画を定め、会社及び各組織の達成すべき目標を明確化するとともに、月次に進捗を検証し、対策を講じる。計画達成度は組織の業績評価を通じて従業員の賞与に連動させる。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 『関係会社管理規程』その他の社内規程に従い、子会社の経営管理および経営指導にあたるとともに、『ITCN グループコンプライアンスプログラム』の徹底に努める。また、子会社には原則として取締役および監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視する。

ロ. 親会社以外の株主への配慮を怠らず、親会社からの自立性を重んじて経営にあたる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数、人選、専任・兼務の別、執務の場所等について監査役と協議のうえ、速やかに任命する。監査役は当該使用人に対し、監査業務に必要な事項を指揮・命令することができる。
- ⑦ 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役職務を補助する使用人は、当該職務を行うにあたっては、監査役への指揮・命令のみに服し、取締役その他の使用人の指揮命令を受けない。
- ロ. 当該使用人の人事評価は監査役が行うものとし、その他人事異動・懲戒処分等については事前に監査役と協議を行い、その意見を求めることとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部情報の発生状況等について監査役に対して報告する。報告の方法は、マネジメント・コミッティ等の重要会議への出席（欠席の場合の議事録回付を含む）、報告書の回付、書面もしくは口頭による個別の報告とする。
- ロ. 使用人は、①当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、②重大な法令または定款に違反する事実について、監査役に対して直接報告することができる。
- ⑨ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 社長と監査役の定期的な意見交換会を実施する。
- ロ. 内部監査部は、監査役との間で各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議、意見交換する等密接な情報交換および連携を図る。
- ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に弁護士・公認会計士等の外部の専門家を起用することができる。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,225</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>19,516</b>
現金及び預金	5,439	買掛金	7,391
売掛金	13,846	未払手数料	2,869
商品	5,552	未払金	4,851
貯蔵品	4	未払費用	1,318
前払費用	240	未払法人税等	1,223
繰延税金資産	529	前受金	16
未収入金	4,555	預り金	687
預け金	55	前受収益	143
その他の他	1	賞与引当金	812
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	23
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,449</b>	固定資産除却等引当金	6
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,113</b>	その他の他	172
建物	511	<b>固 定 負 債</b>	<b>460</b>
構築物	42	退職給付引当金	377
工具器具及び備品	558	役員退職慰労引当金	22
その他の他	1	その他の他	60
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>642</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,976</b>
のれん	302	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	326	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,574</b>
ソフトウェア仮勘定	5	資本金	2,716
その他の他	7	資本剰余金	3,119
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,693</b>	資本準備金	3,119
投資有価証券	403	利益剰余金	8,738
関係会社株式	30	利益準備金	5
長期前払費用	35	その他利益剰余金	8,733
繰延税金資産	292	特別償却準備金	68
敷金・保証金	1,865	別途積立金	2,469
その他の他	89	繰越利益剰余金	6,195
貸倒引当金	△23	評価・換算差額等	122
		その他有価証券評価差額金	122
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,674</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,697</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>34,674</b>



# 損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日)  
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
商 品 売 上 高	76,221	
手 数 料 収 入	75,512	151,733
売 上 原 価		
商 品 期 首 た な 卸 高	6,833	
合 併 に よ る 受 入 商 品 高	1,362	
当 期 商 品 仕 入 高	93,947	
商 品 期 末 た な 卸 高	102,142	
商 品 差 引	5,627	
商 品 廃 棄 評 価 損	96,515	
商 品 売 上 原 価 合 計	74	
販 売 手 数 料	96,589	
売 上 総 利 益	33,922	130,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,221
営 業 利 益		16,452
営 業 外 収 益		4,768
受 取 利 息	18	
受 取 配 当 金	6	
受 取 保 険 金 収 入	91	
販 売 コ ン テ ン ト 関 連 収 入	14	
店 舗 移 転 等 支 援 金 収 入	16	
そ の 他 収 入	28	176
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
固 定 資 産 除 却 損	15	
解 約 等 に 伴 う 違 約 金	6	
そ の 他 損 失	4	27
経 常 利 益		4,917
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
固 定 資 産 売 却 益	2	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	136	140
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
店 舗 等 移 転 ・ 閉 鎖 損	50	
減 損 損 失	57	124
税 引 前 当 期 純 利 益		4,933
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,150	
法 人 税 等 調 整 額	△106	2,043
当 期 純 利 益		2,890

# 株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日)  
(至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			特別償却準備金	別 途 積立金	繰越利益剰余金	
前 期 末 残 高	2,700	3,102	5	116	2,469	4,289
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	16	16	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△47	—	47
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△1,032
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	2,890
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	16	16	—	△47	—	1,905
当 期 末 残 高	2,716	3,119	5	68	2,469	6,195

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計			
前 期 末 残 高	6,880	12,683	262	12,945
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	33	—	33
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	△1,032	△1,032	—	△1,032
当 期 純 利 益	2,890	2,890	—	2,890
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△139	△139
当 期 変 動 額 合 計	1,857	1,891	△139	1,752
当 期 末 残 高	8,738	14,574	122	14,697

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建 物 2～20年

工具器具及び備品 2～20年

(会計方針の変更)

法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

#### (2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な償却年数については次のとおりであります。

の れ ん 5年

ソ フ ト ウ ェ ア 3～5年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

##### a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

##### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

#### (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 固定資産除却等引当金 店舗の移転・閉鎖に伴う固定資産の除却等に備えるため、固定資産除却損等の見込額に基づき計上しております。

- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
 なお、当社は、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止しましたが、制度廃止日までの役員退職慰労金相当額は、各役員それぞれの退任時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法  
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (3) 記載金額は、前事業年度までは千円単位で表示しておりましたが、当事業年度より百万円単位で表示しております。なお、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,305百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）
- |        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 1百万円  |
| 短期金銭債務 | 11百万円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 営業取引による取引高      |       |
| 売上高             | 8百万円  |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 37百万円 |

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

- |    |  |
|----|--|
| 用途 | 店舗及び支社設備   |
| 種類 | 建物、構築物、工具器具及び備品及びリース資産                           |
| 場所 | 店舗及び支社（北海道、宮城県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、岡山県、愛媛県及び香川県） |

② 法人事業

- |    |              |
|----|--------------|
| 用途 | 店舗           |
| 種類 | リース資産        |
| 場所 | 店舗（北海道及び兵庫県） |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、当事業年度においてサービス提供が終了し、又は終了が決定したこと及び将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の帳簿価額の回収可能性が認められないこととなったため、帳簿価額全額を減額いたしました。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物及び構築物	13百万円
工具器具及び備品	17
リース資産	21
その他	0
計	53百万円

② 法人事業

リース資産	4百万円
その他	0
計	4百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各支社、それら以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、マーケティング・ソリューションの提供は各プロジェクト、それ以外は部、店舗に係る資産群を一つの資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	110,926	197	—	111,123

(注) 普通株式の株式数の増加197株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成19年6月21日 定時株主総会	普通株式	443	4,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月22日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	588	5,300	平成19年 9月30日	平成19年 12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	588	5,300	平成20年 3月31日	平成20年 6月20日

(注) 平成20年6月19日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記の通り提案する予定であります。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 1,248株

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、社内積立による退職金規程に基づく退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△485百万円
未認識過去勤務債務	44
未認識数理計算上の差異	63
退職給付引当金	△377百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	80百万円
利息費用	4
過去勤務債務の費用処理額	15
数理計算上の差異の費用処理額	14
退職給付費用	116百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
過去勤務債務の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年
数理計算上の差異の処理年数（発生した事業年度より費用処理）	5年

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
賞与引当金	330百万円
未払事業税	101
未払費用	80
その他	17
繰延税金資産計	529百万円

(固定資産)

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	12百万円
退職給付引当金	153
役員退職慰労引当金	9
貸倒引当金	9
減価償却費	184
減損損失	43
その他	11
繰延税金資産計	423百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△46百万円
その他有価証券評価差額金	△84
繰延税金負債計	△131百万円
差引：繰延税金資産の純額	292百万円

企業結合等に関する注記  
共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
  - (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  
連結子会社株式会社イドムココミュニケーションズ（携帯電話ショップの運営委託）
  - (2) 企業結合の法的形式  
吸収合併
  - (3) 結合後企業の名称  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社
  - (4) 取引の目的を含む取引の概要  
携帯電話市場における今後のさらなる競争激化や急速な環境変化に対し、営業ノウハウを共有し、人財その他の経営資源をより柔軟かつ有効に活用できる体制を整えることにより、積極的かつ効果的な営業施策の展開が可能になるとともに、設備の活用や組織統合による経営の効率化も期待できることから、同社を吸収合併したものであります。
2. 実施した会計処理の概要  
共通支配下の取引として会計処理を行っております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	132,267円20銭
1株当たり当期純利益	26,022円77銭

重要な後発事象

株式会社日立モバイルの移動体通信事業の当社子会社（ITCモバイル株式会社）への会社分割による承継に関する契約締結について

1. 締結内容及び目的  
当社及び当社全額出資子会社であるITCモバイル株式会社は、事業統合シナジーにより当社グループの企業価値の増大を図ることを目的として、株式会社日立製作所の全額出資子会社である株式会社日立モバイルの移動体通信事業を、平成20年7月1日を効力発生日として、会社分割（吸収分割）の方法により承継することに合意し、平成20年4月23日、合意書及び分割契約書を締結いたしました。なお、本件会社分割に際して、当社は、平成20年4月15日、全額出資子会社であるITCモバイル株式会社を設立し、ITCモバイル株式会社は株式会社日立モバイルに対し、承継する権利義務の対価として、金約7,500百万円を交付いたします。
2. 譲り受ける事業の内容  
株式会社日立モバイルの移動体通信事業（携帯電話の流通販売 キャンリア認定ショップ80店舗運営（直営店31店 運営委託店49店））
3. 譲り受ける資産・負債の額（平成19年12月31日時点）

資産合計	4,408百万円
負債合計	3,115百万円

なお、承継する資産及び負債の金額は、両当事者が別途合意するところに従い、分割期日の前日までの増減を加除した上で確定されます。
4. 譲受の時期  
平成20年7月1日
5. その他  
当社は、平成20年5月23日開催予定の取締役会にて、本件会社分割の完了後、直ちにITCモバイル株式会社を吸収合併することを決定する予定であります。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 5月12日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及びその全額出資子会社であるITCモバイル株式会社は、株式会社日立製作所の全額出資子会社である株式会社日立モバイルの移動体通信事業を、平成20年7月1日を効力発生日として、会社分割（吸収分割）の方法により承継することに合意し、平成20年4月23日に、合意書及び分割契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの、第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成20年5月21日

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 監査役会

常勤監査役 菊 島 範 一 (印)

社外監査役 遠 藤 隆 (印)

社外監査役 大 滝 史 博 (印)

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、「配当性向40%超」を株主還元の基本方針とし、業績および経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。第11期の中間配当としては1株につき金5,300円の配当を実施いたしました。第11期の期末配当としては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭とします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5,300円とします。  
なお、この場合の配当総額は、金588,951,900円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成20年6月20日とします。

### 第2号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度の功労に報いるため、当事業年度末日時点の取締役のうち社外取締役以外の4名に対し、当期純利益等の業績指標から報酬月額に乗数を決定する基準により算定した総額金23,039,200円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会の決定によることにしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する当社の株式の数
1	寺本一三 (昭和23年11月14日生)	昭和46年6月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社通信ネットワーク事業部長 平成9年8月 当社代表取締役社長（現任） 平成11年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長代行 平成15年7月 当社に転籍	24株
2	金子信幸 (昭和25年7月19日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社メディア事業部門長代行兼ネットワーク・コンテンツ部長 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社メディア事業部門長 平成16年6月 同社執行役員 平成18年6月 当社に転籍 専務取締役営業第一部門・営業第二部門管掌（現任）	12株
3	渡辺厚志 (昭和24年6月3日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・審査部長代行 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年1月 当社チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 平成15年7月 当社に転籍 平成19年4月 当社機能部門管掌（現任） 平成19年6月 当社専務取締役（現任）	11株
4	前泉康一 (昭和26年1月20日生)	昭和48年4月 安宅産業（現伊藤忠商事株式会社）入社 平成9年8月 当社取締役 平成12年4月 伊藤忠商事株式会社通信ネットワークビジネス部長代行 平成15年7月 当社に転籍 平成16年4月 当社取締役営業第二部門長 平成17年6月 当社常務取締役（現任） 平成18年6月 当社営業第三部門管掌（現任）	12株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
5	新宮達史 (昭和39年7月9日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年10月 同社モバイルビジネス部モバイル・メディア課長 平成16年4月 同社モバイル&ワイヤレス部モバイル・ネットワーク課長 平成19年4月 アシュリオン・ジャパン株式会社最高営業責任者 平成20年4月 同社取締役（現任） 平成20年5月 伊藤忠商事株式会社モバイル&ワイヤレス部長（現任）	一株

- ※ 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。
- ※ 候補者新宮達史氏は、社外取締役候補者であります。
1. 新宮達史氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
同氏は、複数の会社の社外取締役を経験していること、当社の事業分野に対する深い知識を有していることから、当該経験・知識等を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。
  2. 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、また過去5年間に同社及び同社関連会社であるアシュリオン・ジャパン株式会社の業務執行者となったことがあります。
  3. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。  
当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外取締役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
    - ・ 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
    - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

当社監査体制の強化のため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
浅倉 靖 (昭和39年4月2日生)	平成2年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業 総括部事業統括チーム長代行 平成18年10月 同社生活資材・化学品事業・リスクマ ネジメント部事業チーム長代行 平成19年5月 同社生活資材・化学品事業統括部事業 チーム長代行 平成20年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業 統括部事業統括チーム長（現任）	一株

※ 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

※ 候補者浅倉靖氏は社外監査役候補者であります。

1. 浅倉靖氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は、経営管理やリスクマネジメントに対する深い知識を有していること及び複数の会社において社外監査役を経験していることから、当該知識、経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくことができると判断し、選任をお願いするものであります。

2. 同氏が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるにもかかわらず、社外監査役の職務を適切に遂行することができる者と判断した理由は1.に記載のとおりであります。

3. 同氏は、当社の特定関係事業者である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、また過去5年間に同社の業務執行者となったことがあります。

4. 同氏との責任限定契約については以下のとおりであります。

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を社外監査役との間で締結できる旨を定めております。これにより、同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額又は1,000万円のいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、菊島範一氏の補欠の監査役として予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の選任効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当（他の法人等の代表状況等）	所有する 当社の 株式の数
笠木 清 (昭和25年6月15日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年8月 同社通信ネットワーク事業部 平成13年2月 当社人事総務部長補佐 平成13年4月 当社人事総務部長 平成14年4月 当社仙台支店長 平成16年1月 当社に転籍 平成16年7月 当社内部監査部長 平成18年4月 当社人事総務部長 平成20年4月 当社人事総務部（現任）	一株

※ 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

※ 候補者が過去5年間（現在を含む。）に親会社（その子会社を含む。）の業務執行者であったときの地位および担当は、略歴記載のとおりであります。

以上

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月18日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上またはNetscape 6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

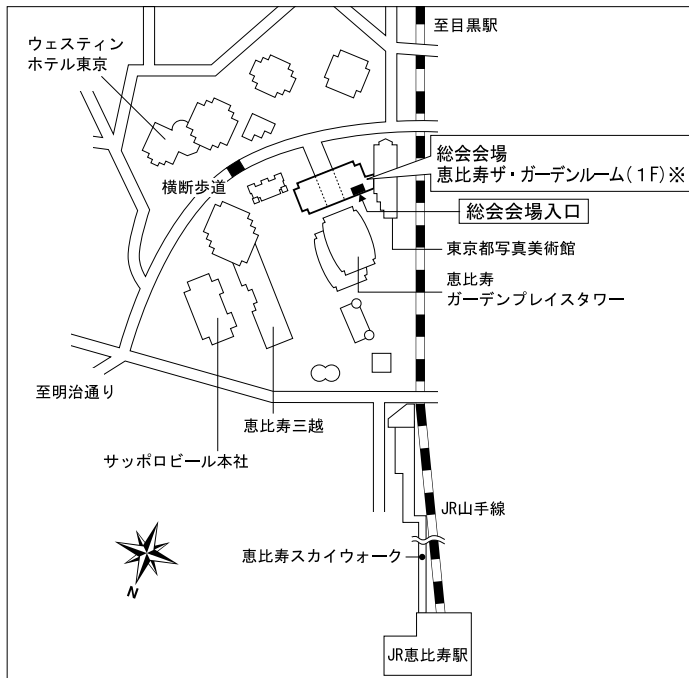
【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

<住所変更等用紙の請求> ☎0120-175-417（24時間受付）

<その他のご照会> ☎0120-176-417（平日9:00～17:00受付）

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 恵比寿ザ・ガーデンルーム（恵比寿ガーデンプレイス内）  
東京都目黒区三田一丁目13番2号
- 会場の交通機関
- JR山手線・埼京線「恵比寿駅」東口より  
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約10分
  - 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車。JR方面出口より「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約12分



※ 同施設内にあるザ・ガーデンホールではございませんのでご注意ください。